

新しい街並みへ—
進む区画整理事業

府中町向洋駅周辺土地区画整理事業

区画整理

だより

第145号(平成27年2月)

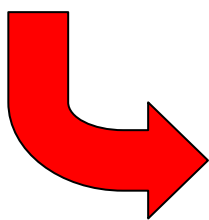
〒735-0025 府中町鹿籠一丁目21番6号

向洋駅周辺区画整理事務所

☎286-3123(補償課) 286-3124(区画整理課)



【平成24年11月19日撮影】



【平成27年2月3日撮影】

【仮換地指定通知について】

【JR山陽本線南側の未指定画地について

仮換地の指定を行いました。】

土地区画整理法第98条第1項の規定により、

仮換地指定通知を行いました。

（平成27年1月30日が仮換地指定の効力発生日です。）

これにより土地区画整理事業地内の全ての画地に対し、

仮換地の指定がされました。

郵送した書類は権利者の仮換地を証明するものです。

再発行はできないため、事業終了まで大切に

保管をしてください。

※実際に仮換地先が使用できるのは、周辺の道路や

電気・ガス・水道等の整備が終了してからになります。

仮換地指定に関する

注意事項

1、『仮換地の指定とは』

仮換地の指定は、現在使用されている

土地に換わって、新たに使用できる土地

（仮換地）の位置、地積等を通知するこ

とをいいます。

2、『仮換地の使用時期について』

仮換地が使用できる時期につきまし

ては、今後の工事により仮換地先が整備

され、建物の建築等が可能になりました

ら、お知らせいたします。

したがって、今回仮換地の指定をし

ても、移転工事等に支障となるまでの

間は、現在の土地を使用していただくこととなります。

3、『土地の売買、相続、贈与等について』

仮換地の指定をしても、今までと同じように土地の売買等は自由に行うことができます。

なお、事業が完了するまでは、法務局の登記簿には指定前の内容が記載されています。

4、『土地の分筆・合筆及び権利変動について』

事業終了時における清算金の変更等が生じる可能性がありますので、土地を

分筆・合筆される場合及び土地の所有権移転（売買・相続・贈与等）をされる場合は、事前にご相談ください。

合は、事前にご相談ください。

5、『建物の建築等について』

事業が完了するまでは、仮換地先に建物の建築等を行う場合、土地区画整理法

第76条に規定する府中町長の許可が必要です。

したがって、建物の新築、改築、塀など工作物の設置、土地の嵩上げ等をするときは、事前にご相談ください。

6、『仮換地証明書の発行について』

建築確認申請や建物の保存登記等には、仮換地指定証明や仮換地の底地証明

が必要になります。それらの証明書は、向洋駅周辺区画整理事務所で発行します。

日曜相談

毎月第3日曜日向洋駅周辺区画整

理事務所で開催しています。お気軽に

ご相談ください。

日時 3月15日

午前9時～正午



平成 27 年 4 月から、 「府中町向洋駅北口自転車等駐車場（有料）」を開設します。



仮設駐輪場は、北口改札開設以降、無料開放されてきましたが、駐輪区域以外の通路等にも無秩序に駐輪されており、出し入れが難しく危ない状況になっています。このため、南口駅前駐輪場と同様に利便性向上と安全確保のため管理人を配置し、管理運営を行うものです。

利用者への周知、施設整備を行い、平成 27 年 4 月から運営開始される予定です。

1 運営開始日及び運営時間

運営開始日 平成 27 年 4 月 1 日（予定）

利用時間 午前 6 時から午後 8 時まで

2 駐車料金

1 日 1 回につき

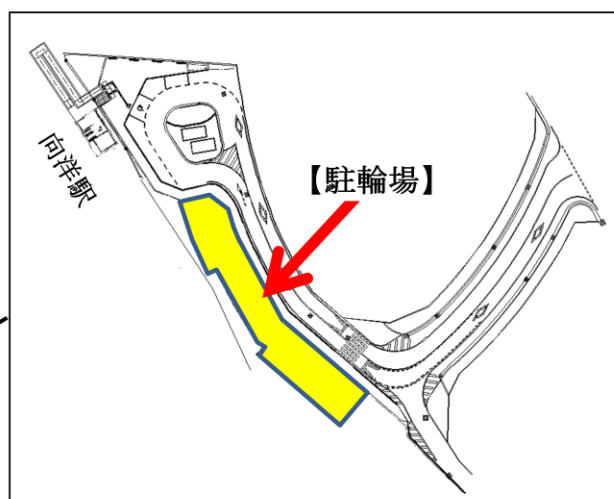
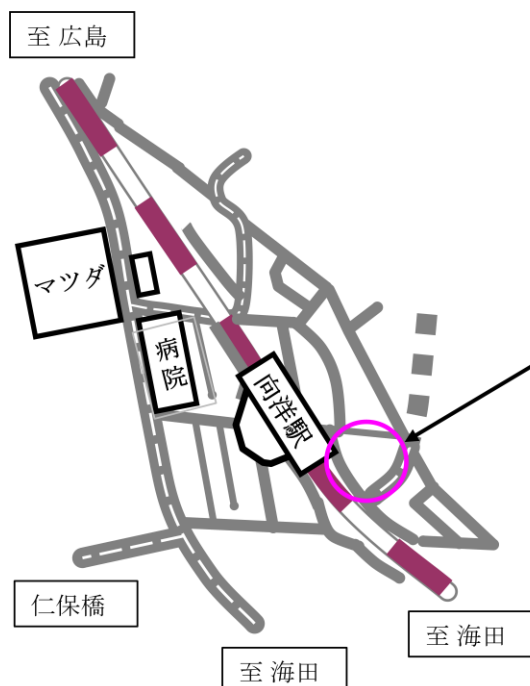
自転車	100 円
原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車	200 円



【現在の駐輪場の状況】

3 収容台数

約 200 台



向洋駅北口自転車等駐車場（有料）に関する問い合わせ先
町民生活課 安心安全室
電 話：082-286-3243（直通）